資料３

新旧対照表（枚方市自立支援協議会設置要綱）

新（改正後）	旧（現行）
制定　平成 25 年 3 月 29 日枚方市要綱第 45 号 最終改正　令和 8 年　月　日枚方市要綱第　号	制定　平成 25 年 3 月 29 日枚方市要綱第 45 号 最終改正　令和 7 年 3 月 31 日枚方市要綱第　18 号
（設置） 第 1 条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第 1 項の規定により実施する地域生活支援事業のうち、同項第 3 号に規定する事業（以下「障害者相談支援事業」という。）を実施するに当たり、法第89条の 3 第 1 項の規定に基づき、枚方市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。	（設置） 第 1 条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定により実施する地域生活支援事業のうち、同項第 3 号に規定する事業（以下「障害者相談支援事業」という。）を実施するに当たり、法第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、枚方市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（担任事務） 第 2 条　協議会は、次の各号に掲げる事項について調査し、及び協議するものとする。 ⑴　障害者相談支援事業の運営に対する評価に関すること。 ⑵　支援が困難な事例への対応に関すること。 ⑶　法第 89 条の 3 第 1 項に規定する関係機関等のネットワークの構築に関すること。 ⑷　地域において、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むため必要となる、社会資源の開発、改善等に関すること。 ⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。	（担任事務） 第 2 条　協議会は、次の各号に掲げる事項について調査し、及び協議するものとする。 ⑴　障害者相談支援事業の運営に対する評価に関すること。 ⑵　支援が困難な事例への対応に関すること。 ⑶　法第 89 条の 3 第 1 項に規定する関係機関等のネットワークの構築に関すること。 ⑷　地域において、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むため必要となる、社会資源の開発、改善等に関すること。 ⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

資料３

新旧対照表（枚方市自立支援協議会設置要綱）

（構成） 第３条　協議会は、委員 18 人以内で構成する。 ２　委員は、健康福祉部福祉事務所長及び次に掲げる者とする。 ⑴　障害者相談支援事業に係る事業所を代表する者 ⑵　学識経験を有する者 ⑶　法第 29 条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者を代表する者 ⑷　関係機関を代表する者 ⑸　障害当事者 ⑹　前５号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 ３　協議会の担任事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を依頼することがある。	（構成） 第３条　協議会は、委員 18 人以内で構成する。 ２　委員は、健康福祉部福祉事務所長及び次に掲げる者とする。 ⑴　障害者相談支援事業に係る事業所を代表する者 ⑵　学識経験を有する者 ⑶　法第 29 条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者を代表する者 ⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 ３　協議会の担任事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を依頼することがある。
（進行方法） 第４条　協議会は、その会議の円滑な進行のため、会長及び副会長を置く。 **（削除）**	（進行方法） 第４条　協議会は、その会議の円滑な進行のため、座長及び副座長を置く。 ２　会議は、その進行方法に関する事項を除き、取決めを行わないものとする。
（依頼期間） 第５条　委員（第３条第２項各号に掲げる者に限る。以下この条において同じ。）の依頼期間は、２年以内とする。 ２　委員は、再依頼されることができる。	（依頼期間） 第５条　委員（第３条第２項各号に掲げる者に限る。以下この条において同じ。）の依頼期間は、２年以内とする。 ２　委員は、再依頼されることができる。

資料３

新旧対照表（枚方市自立支援協議会設置要綱）

（削除）	（幹事会） 第６条　協議会の運営を円滑に行うため、協議会に幹事会を置く。 ２　幹事会は、健康福祉部福祉事務所長及び第３条第２項第１号の委員で組織する。 ３　幹事会は、その会議の円滑な進行のため、幹事長及び副幹事長を置く。 ４　第４条第２項の規定は、幹事会について準用する。
（専門部会） 第６条　特定の事項について検討するため、専門部会を置くことがある。 ２　専門部会の構成及び運営については、会長が協議会に諮ってこれを定める。	（専門部会） 第７条　特定の事項について検討するため、幹事会に専門部会を置くことがある。 ２　専門部会の構成及び運営については、幹事長が幹事会に諮ってこれを定める。
（守秘義務） 第７条　委員（臨時委員を含む。以下同じ。）は、協議会、専門部会の会議を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員でなくなったときも、また、同様とする。	（守秘義務） 第８条　委員（臨時委員を含む。以下同じ。）は、協議会、幹事会又は専門部会の会議を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員でなくなったときも、また、同様とする。
（庶務） 第８条　協議会の庶務は、健康福祉部福祉事務所障害企画課が担当する。	（庶務） 第９条　協議会の庶務は、健康福祉部福祉事務所障害企画課が担当する。
（補則） 第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。	（補則） 第10条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

資料３

新旧対照表（枚方市自立支援協議会設置要綱）

附　則 １　この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 ２　枚方市自立支援協議会設置要綱（平成 19 年枚方市要綱第 73 号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。 ３　この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた委員の依頼その他の行為は、この要綱の規定によりなされた委員の依頼その他の行為とみなす。 附　則［令和 5 年 1 月 19 日枚方市要綱第 70 号］ この要綱は、制定の日から施行する。 附　則［令和 7 年 3 月 31 日枚方市要綱第 18 号］ この要綱は、制定の日から施行する。 附　則［令和 8 年　月　日枚方市要綱第　号］ この要綱は、制定の日から施行する。	附　則 １　この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 ２　枚方市自立支援協議会設置要綱（平成 19 年枚方市要綱第 73 号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。 ３　この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた委員の依頼その他の行為は、この要綱の規定によりなされた委員の依頼その他の行為とみなす。 附　則［令和 5 年 1 月 19 日枚方市要綱第 70 号］ この要綱は、制定の日から施行する。 附　則［令和 7 年 3 月 31 日枚方市要綱第 18 号］ この要綱は、制定の日から施行する。